

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 弁護士 金川創

【住所又は本店所在地】 東京都港区虎ノ門1 - 16 - 4 アーバン虎ノ門ビル7階
金川国際法律事務所

【報告義務発生日】 令和2年3月18日

【提出日】 令和2年3月19日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ユニゾホールディングス株式会社
証券コード	3258
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	エリオット・インベストメント・マネージメント・エルピー (Elliott Investment Management L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州19801、ニューカッスル郡、ウィルミントン、 オレンジストリート1209、コーポレーション・トラスト・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和元年9月16日
代表者氏名	エリオット・グリーンバーグ (Elliot Greenberg)
代表者役職	ヴァイス・プレジデント
事業内容	投資運用

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区虎ノ門1 - 16 - 4 アーバン虎ノ門ビル7階 金川国際法律事務所 弁護士 金川創
電話番号	03-6206-6652

(2)【保有目的】

投資。なお、状況等に応じ、建設的な対話（エンゲージメント）や助言、重要提案行為等を行う可能性もある。

(3)【重要提案行為等】

該当なし。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			4,495,600
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 4,495,600
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		4,495,600
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年2月14日現在）	V	34,220,700
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		13.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		13.14

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、エリオット・インターナショナル・エルピー及びザ・リパブル・リミテッド・パートナーシップ（以下、併せて「実質株主ら」といいます。）の資産である本報告書記載の株券等（以下、「本件株券等」といいます。）につき、投資一任契約に基づく投資権限及び議決権その他の権利の行使権限を有する。

2020年3月18日、実質株主らは、株式会社チトセア投資（以下、「公開買付者」といいます。）との間で公開買付応募契約を締結し、以下の(a)及び(b)を条件として、実質株主らとその保有する本件株券等のすべてについて、公開買付者が2019年12月24日に開始した公開買付け（以下「本公開買付け」という。）に応募することを合意しました。同応募契約における条件は、以下のとおりです：(a)公開買付者が、本公開買付けの公開買付価格を1株当たり6,000円に変更したことを条件として、本公開買付けに応募し、同応募を撤回せず、また、同応募により成立した本件株券等に係る売買契約を解除しないものとする。ただし、(b)本公開買付け期間中に本公開買付けにおける公開買付価格（以下「本公開買付価格」という。）よりも高い公開買付価格による公開買付けが第三者により開始され（以下「第三者公開買付け」という。）、公開買付者が、第三者公開買付けの開始日（もしくは第三者公開買付けの公開買付価格が本公開買付価格よりも高い価格に変更された日）から8営業日以内（但し、遅くとも本公開買付けの期間の末日の2営業日前まで）に、本公開買付価格を第三者公開買付けの公開買付価格以上の価格に変更しない場合には、本公開買付けへの応募を撤回した上で第三者公開買付けに応募することができる。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	16,425,785
上記（Y）の内訳	顧客資産
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	16,425,785

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地